

「建築物清掃業等の登録」〈審査基準〉

○建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年四月十四日法律第二十号）

（登録）

第十二条の二 次の各号に掲げる事業を営んでいる者は、当該各号に掲げる事業の区分に従い、その営業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。

- 一 建築物における清掃を行う事業
- 二 建築物における空気環境の測定を行う事業
- 三 建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業
- 四 建築物における飲料水の水質検査を行う事業
- 五 建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業
- 六 建築物の排水管の清掃を行う事業
- 七 建築物におけるねずみその他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物として厚生労働省令で定める動物の防除を行う事業
- 八 建築物における清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査であつて、建築物における衛生的環境の総合的管理に必要な厚生労働省令で定める程度のものを行う事業

2 都道府県知事は、前項の登録の申請があつた場合において、その申請に係る営業所のその登録に係る事業を行うための機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項が厚生労働省令で定める基準に適合すると認めるときは、登録をしなければならない。

3 前項の基準は、多数の者が使用し、又は利用する建築物について第一項各号に掲げる事業の業務を行うのに必要かつ十分なものでなければならない。

4 登録の有効期間は、六年とする。

5 前各項に規定するもののほか、登録の申請その他登録に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

○建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年一月二十一日厚生省令第二号）

（空気環境の測定方法）

第三条の二 令第二条第一号ハの規定による測定の方法は、次の各号の定めるところによる。

- 一 当該特定建築物の通常の使用時間中に、各階ごとに、居室の中央部の床上七十五センチメートル以上百五十センチメートル以下の位置において、次の表の各号の上欄に掲げる事項について当該各号の下欄に掲げる測定器（次の表の第二号から第六号までの下欄に掲げる測定器についてはこれと同程度以上の性能を有する測定器を含む。）を用いて行うこと。

一 浮遊粉じんの量	グラスファイバーろ紙(○・三マイクロメートルのステアリン酸粒子を九九・九パーセント以上捕集する性能を有するものに限る。)を装着して相対沈降径がおおむね十マイクロメートル以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として較正された機器
二 一酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器
三 二酸化炭素の含有率	検知管方式による二酸化炭素検定器
四 温度	○・五度目盛の温度計
五 相対湿度	○・五度目盛の乾湿球湿度計
六 気流	○・二メートル毎秒以上の気流を測定することができる風速計
七 ホルムアルデヒドの量	二・四―ジニトロフェニルヒドラジン捕集―高速液体クロマトグラフ法により測定する機器、四―アミノ―三―ヒドラジノ―五―メルカプト―一・二・四―トリアゾール法により測定する機器又は厚生労働大臣が別に指定する測定器

二～四 略

(防除を行う動物)

第四条の四 令第二条第三号の厚生労働省令で定める動物は、ねずみ、昆虫その他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物(以下「ねずみ等」という。)とする。

(人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物)

第二十三条 法第十二条の二第一項第七号の厚生労働省令で定める動物は、第四条の四に規定する動物とする。

(建築物における衛生的環境の総合的管理に必要な程度)

第二十四条 法第十二条の二第一項第八号の厚生労働省令で定める程度のもは、清掃、空気調和設備及び機械換気設備の運転、日常的な点検及び補修(以下この条において「運転等」という。)並びに空気環境の測定、給水及び排水に関する設備の運転等並びに給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の検査並びに給水栓における水の色、濁り、臭い及び味の検査であつて、特定建築物の衛生的環境の維持管理に必要な程度のものとする。

(建築物清掃業の登録基準)

第二十五条 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第一号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備(以下この条において「清掃用機械器具等」という。)、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

一 次の機械器具を有すること。

- イ 真空掃除機
- ロ 床みがき機

二 清掃作業の監督を行う者が、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四十四条第一項に規定する技能検定であつてビルクリーニングの職種(等級の区分が一級のものに限る。)に係るものに合格した者又は免状の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するものであること。

- イ 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う清掃作業の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しない者
- ロ イの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う清掃作業の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しないもの

- 三 清掃作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。
- イ 清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。
 - ロ 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となつて定期的に行われるものであること。
 - ハ その内容が、清掃用機械器具等及び清掃作業に用いる資材の使用法並びに清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
 - ニ その指導に当たる者が、ハの内容を指導するのに適当と認められる者であること。
- 四 清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

(建築物空気環境測定業の登録基準)

第二十六条 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第二号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

- 一 第三条の二第一号の表の第一号から第六号の下欄に掲げる測定器（同表第二号から第六号までの下欄に掲げる測定器については、これと同程度以上の性能を有する測定器を含む。）及び空気環境の測定作業に必要な器具を有すること。
- 二 空気環境の測定を行う者が次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気環境の測定を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しない者
 - ロ イの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気環境の測定を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しないもの
 - ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
- 三 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

(建築物空気調和用ダクト清掃業の登録基準)

第二十六条の三 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第三号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

- 一 次の機械器具を有すること。
 - イ 電気ドリル及びシャー又はニブラ
 - ロ 内視鏡（写真を撮影することができるものに限る。）
 - ハ 電子天びん又は化学天びん
 - ニ コンプレッサー
 - ホ 集じん機
 - ヘ 真空掃除機
- 二 空気調和用ダクトの清掃作業の監督を行う者が次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気調和用ダクトの清掃作業の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しない者
 - ロ イの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気調和用ダクトの清掃作業の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しないもの

- ハ イ又は口に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
- 三 空気調和用ダクトの清掃作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。
 - イ 空気調和用ダクトの清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。
 - ロ 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となつて定期的に行われるものであること。
 - ハ その内容が、空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具の使用法並びに空気調和用ダクトの清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
 - ニ その指導に当たる者が、ハの内容を指導するのに適当と認められる者であること。
- 四 空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

(建築物飲料水水質検査業の登録基準)

第二十七条 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第四号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

- 一 次の機械器具を有すること。
 - イ 高圧蒸気滅菌器及び恒温器
 - ロ フレームレス—原子吸光度計、誘導結合プラズマ発光分光分析装置又は誘導結合プラズマ—質量分析装置
 - ハ イオンクロマトグラフ
 - ニ 乾燥器
 - ホ 全有機炭素定量装置
 - ヘ pH 計
 - ト 分光光度計又は光電光度計
 - チ ガスクロマトグラフ—質量分析計
 - リ 電子天びん又は化学天びん
- 二 水質検査を適確に行うことのできる検査室を有すること。
- 三 水質検査を行う者が次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において、理学、医学、歯学、薬学、保健学、衛生学、工学、農学若しくは獣医学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、一年以上水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に従事した経験を有する者
 - ロ 臨床検査技師であつて、一年以上水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に従事した経験を有する者
 - ハ 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において、生物学若しくは工業化学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、一年以上水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に従事した経験を有する者
 - ニ イ、ロ又はハに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
- 四 水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

(建築物飲料水貯水槽清掃業の登録基準)

第二十八条 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第五号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

一 次の機械器具を有すること。

- イ 揚水ポンプ
- ロ 高圧洗浄機
- ハ 残水処理機
- ニ 換気ファン
- ホ 防水型照明器具
- ヘ 色度計、濁度計及び残留塩素測定器

二 前号の機械器具を適切に保管することのできる専用の保管庫を有すること。

三 第一号の機械器具は、飲料水の貯水槽の清掃に専用のものであること。

四 飲料水の貯水槽の清掃作業の監督を行う者が次のいずれかに該当するものであること。

- イ 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う貯水槽の清掃作業の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しない者
- ロ イの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う貯水槽の清掃作業の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しないもの
- ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

五 飲料水の貯水槽の清掃作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。

- イ 貯水槽の清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。
- ロ 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となつて定期的に行われるものであること。
- ハ その内容が、貯水槽の掃除方法、塗装方法及び消毒方法並びに貯水槽の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
- ニ その指導に当たる者が、ハの内容を指導するのに適当と認められる者であること。

六 飲料水の貯水槽の清掃作業及び飲料水の貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

(建築物排水管清掃業の登録基準)

第二十八条の三 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第六号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

一 次の機械器具を有すること。

- イ 内視鏡(写真を撮影することができるものに限る。)
- ロ 高圧洗浄機、高圧ホース及び洗浄ノズル
- ハ ワイヤ式管清掃機
- ニ 空圧式管清掃機
- ホ 排水ポンプ

二 前号の機械器具を適切に保管することのできる専用の保管庫を有すること。

- 三 第一号の機械器具は、排水管の清掃に専用のものであること。
- 四 排水管の清掃作業の監督を行う者が次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う排水管の清掃作業の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しない者
 - ロ イの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う排水管の清掃作業の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しないもの
 - ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
- 五 排水管の清掃作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。
 - イ 排水管の清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。
 - ロ 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となつて定期的に行われるものであること。
 - ハ その内容が、排水管の清掃作業に用いる機械器具の使用法並びに排水管の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
 - ニ その指導に当たる者が、ハの内容を指導するのに適当と認められる者であること。
- 六 排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

(建築物ねずみ昆虫等防除業の登録基準)

第二十九条 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第七号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

- 一 次の機械器具を有すること。
 - イ 照明器具、調査用トラップ及び実体顕微鏡
 - ロ 毒じ皿、毒じ箱及び捕そ器
 - ハ 噴霧機及び散粉機
 - ニ 真空掃除機
 - ホ 防毒マスク及び消火器
- 二 前号の機械器具及び防除作業に用いる薬剤を適切に保管することのできる専用の保管庫を有すること。
- 三 ねずみ等の防除作業の監督を行う者が次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 厚生労働大臣の登録を受けた者が行うねずみ等の防除作業の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しない者
 - ロ イの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣の登録を受けた者が行うねずみ等の防除作業の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しないもの
 - ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
- 四 ねずみ等の防除作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。
 - イ ねずみ等の防除作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。
 - ロ 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となつて定期的に行われるものであること。

ハ その内容が、ねずみ等の防除作業に用いられる機械器具及び薬剤の種類及び使用方法並びに防除作業の安全及び衛生に関するものであること。

ニ その指導に当たる者が、ハの内容を指導するのに相当と認められる者であること。

五 ねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

(建築物環境衛生総合管理業の登録基準)

第三十条 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第八号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

一 次の機械器具を有すること。

イ 真空掃除機

ロ 床みがき機

ハ 第二十六条第一号の測定器及び器具

ニ 残留塩素測定器

二 業務全般を統括する者が、免状の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するものであること。

イ 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う業務全般を統括する者のための講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しない者

ロ イの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う業務全般を統括する者のための再講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しないもの

三 清掃作業の監督を行う者が第二十五条第二号に規定する要件に該当するものであること。

四 清掃作業に従事する者が第二十五条第三号に規定する要件に該当するものであること。

五 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の監督を行う者が、職業能力開発促進法第四十四条第一項に規定する技能検定であつてビル設備管理の職種に係るものに合格した者又は免状の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するものであること。

イ 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しない者

ロ イの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しないもの

六 空気環境の測定を行う者が第二十六条第二号に規定する要件に該当するものであること。

七 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。

イ 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査に従事する者のすべてが受講できるものであること

ロ その運営が適切で、かつ、定期的に行われるものであること

八 清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

(登録の申請)

第三十一条 法第十二条の二第一項の規定により登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名及び住所
 - 二 登録に係る営業所の名称及び所在地並びに責任者の氏名
 - 三 登録を受けようとする事業の区分
- 2 法第十二条の二第一項第一号の事業に関し登録を受けようとする場合には、前項の申請書に次の書類を添付しなければならない。
- 一 清掃作業に用いる機械器具の概要を記載した書面
 - 二 清掃作業の監督を行う者の氏名を記載した書面及びその者が第二十五条第二号に規定する者であることを証する書類
 - 三 第二十五条第三号に規定する研修の実施状況を記載した書面
 - 四 清掃作業及び清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面
- 3 法第十二条の二第一項第二号の事業に関し登録を受けようとする場合には、第一項の申請書に次の書類を添付しなければならない。
- 一 空気環境の測定に用いる機械器具の概要を記載した書面
 - 二 空気環境の測定を行う者の氏名を記載した書面及びその者が第二十六条第二号に規定する者であることを証する書類
 - 三 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面
- 4 法第十二条の二第一項第三号の事業に関し登録を受けようとする場合には、第一項の申請書に次の書類を添付しなければならない。
- 一 空気調和用ダクトの清掃に用いる機械器具の概要を記載した書面
 - 二 空気調和用ダクトの清掃作業の監督を行う者の氏名を記載した書面及びその者が第二十六条の三第二号に規定する者であることを証する書類
 - 三 第二十六条の三第三号に規定する研修の実施状況を記載した書面
 - 四 空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面
- 5 法第十二条の二第一項第四号の事業に関し登録を受けようとする場合には、第一項の申請書に次の書類を添付しなければならない。
- 一 飲料水の水質検査に用いる機械器具の概要を記載した書面
 - 二 飲料水の水質検査を行う検査室の設置場所、構造及び機械器具の配置を明らかにする図面
 - 三 飲料水の水質検査を行う者の氏名を記載した書面及びその者が第二十七条第三号に規定する者であることを証する書類
 - 四 飲料水の水質検査及び飲料水の水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面
- 6 法第十二条の二第一項第五号の事業に関し登録を受けようとする場合には、第一項の申請書に次の書類を添付しなければならない。
- 一 飲料水の水質検査に用いる機械器具の概要を記載した書面
 - 二 前号の機械器具の保管庫の設置場所及び構造並びに保管状態を明らかにする図面

- 三 飲料水の貯水槽の清掃作業の監督を行う者の氏名を記載した書面及びその者が第二十八条第四号に規定する者であることを証する書類
 - 四 第二十八条第五号に規定する研修の実施状況を記載した書面
 - 五 飲料水の貯水槽の清掃作業及び飲料水の貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面
- 7 法第十二条の二第一項第六号の事業に関し登録を受けようとする場合には、第一項の申請書に次の書類を添付しなければならない。
- 一 排水管の清掃に用いる機械器具の概要を記載した書面
 - 二 前号の機械器具の保管庫の設置場所及び構造並びに保管状態を明らかにする図面
 - 三 排水管の清掃作業の監督を行う者の氏名を記載した書面及びその者が第二十八条の三第四号に規定する者であることを証する書類
 - 四 第二十八条の三第五号に規定する研修の実施状況を記載した書面
 - 五 排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面
- 8 法第十二条の二第一項第七号の事業に関し登録を受けようとする場合には、第一項の申請書に次の書類を添付しなければならない。
- 一 ねずみ等の防除作業に用いる機械器具の概要を記載した書面
 - 二 前号の機械器具及び防除作業に用いる薬剤の保管庫の設置場所及び構造並びに保管状態を明らかにする図面
 - 三 ねずみ等の防除作業の監督を行う者の氏名を記載した書面及びその者が第二十九条第三号に規定する者であることを証する書類
 - 四 第二十九条第四号に規定する研修の実施状況を記載した書面
 - 五 ねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面
- 9 法第十二条の二第一項第八号の事業に関し登録を受けようとする場合には、第一項の申請書に次の書類を添付しなければならない。
- 一 清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査に用いる機械器具の概要を記載した書面
 - 二 業務全般を統括する者の氏名を記載した書面及びその者が第三十条第二号に規定する者であることを証する書類
 - 三 清掃作業の監督を行う者の氏名を記載した書面及びその者が第三十条第三号に規定する者であることを証する書類
 - 四 第三十条第四号に規定する研修の実施状況を記載した書面
 - 五 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の監督を行う者が第三十条第五号に規定する者であることを証する書類
 - 六 空気環境の測定を行う者の氏名を記載した書面及びその者が第三十条第六号に規定する者であることを証する書類
 - 七 第三十条第七号に規定する研修の実施状況を記載した書面
 - 八 清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面

附 則（平成二八年三月二九日厚生労働省令第四七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この省令の施行前に旧規則第六十一条第三項第十一号に規定するビルクリーニングに係る技能検定に合格した者は、第二条の規定による改正後の建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の適用については、新規則別表第十一の四の検定職種の欄に掲げるビルクリーニングに係る一級の技能検定に合格した者とみなす。